

【別添 2】

現 行 定 款	変 更 案				
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ～ 第 5 条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、17 億 7 千 5 百万株とする。 (新 設)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の 1 単元の株式の数 (以下「単元株式数」という。) は、1,000 株とする。 当社は、単元株式数に満たない数の株式 (以下「単元未満株式」という。) に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第 9 条 単元未満株式を有する株主 (実質</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ～ 第 5 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、17 億 7 千 5 百万株とする。 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">普通株式</td> <td>17 億 7 千 5 百万株</td> </tr> <tr> <td>A 種優先株式</td> <td>3 百万株</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の普通株式の 1 単元の株式の数 (以下「単元株式数」という。) は、1,000 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第 8 条 単元未満株式を有する株主は、株式</p>	普通株式	17 億 7 千 5 百万株	A 種優先株式	3 百万株
普通株式	17 億 7 千 5 百万株				
A 種優先株式	3 百万株				

株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式の取扱)

第 11 条 当社の株主名簿及び実質株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求、その他株式に関する手数料等株式に関する取扱は、取締役会が定める株式取扱規則による。

(新 設)

(新 設)

取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式の取扱)

第 10 条 当社の株式に関する取扱は、取締役会が定める株式取扱規則による。

第 2 章の 2 A 種優先株式

(A 種優先配当金)

第 10 条の 2 当社は、剰余金の配当(第 5 項に定める A 種優先中間配当金を除く。)を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主(以下「A 種優先株主」という。)又は A 種優先株式の登録株式質権者(以下「A 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普

通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき次項に定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当(第3項に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、第5項に定めるA種優先中間配当金を含む。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われるまでの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合には、当該A種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。

2. A種優先配当金の額は、1株につき、925円(ただし、2010年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、842円とする。)とする。ただし、ある事業年度(以下「A種優先配当金の変更前事業年度」という。)とその直前の事業年度の2事業年度連続して、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当(以下次項に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、第5項に定めるA種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が各事業年度にかかるA種優先配当金の額に達しなかった場合には、A種優先配当金の変更前事業年度の翌事業年度(以下「A種優先配当金の変更事業年度」という。)以降、A種優先配当金の額は、1株につき、1,225円に変更されるものとする(以下「A種優先配当金の変更」)

<p>(新 設)</p>	<p>という。)</p> <p>3. ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当(以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除く。)の額の合計額が当該事業年度にかかるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金」という。)については、A種優先配当金、第5項に定めるA種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。</p> <p>4. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。</p> <p>5. 当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額(1円に満たない金額は切り上げる。)(以下「A種優先中間配当金」という。)を配当する。ただし、2009年9月30日を基準日とするA種優先中間配当金の額は、1株につき、381円とする。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第10条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普</p>
--------------	--

	<p><u>通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株あたりの残余財産分配価額として、第 10 条の 5 第 2 項に定める基準価額を支払う。</u></p> <p>2. <u>前項に規定する残余財産の分配の場合は、第 10 条の 5 第 2 項に定める基準価額の計算における「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えて、基準価額を計算する。</u></p> <p>3. <u>A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、第 1 項に規定するほか残余財産の分配を行わない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第 10 条の 4 A 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第 10 条の 5 A 種優先株主は、当会社に対し、2009 年 7 月 2 日以降いつでも、当会社が A 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに金銭を交付することを請求することができる。当会社は、この請求がなされた場合には、次に定めるところにより、当該請求の効力が生ずる日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生ずる日に、A 種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする(以下当該取得を行う日を「取得日」という。)。ただし、分配可能額を超えて A 種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき A 種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。</u></p>

	<p>2. 前項の請求がなされた場合における A 種優先株式 1 株あたりの取得価額は、次の各号に従って計算される。なお、次の各号に基づいて算定される A 種優先株式 1 株あたりの取得価額を「基準価額」という。また、以下、「営業日」とは、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号、その後の改正を含む。）に従い日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。</p> <p>(1) A 種優先配当金の変更が行われていない場合</p> <p>[基本取得価額算式]</p> $\text{基本取得価額} = 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.0925)^m \times (1 + 0.0925)^n$ <p>基本取得価額算式における「m」は、(a) 払込期日からその 1 年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b) その後の日が取得日である場合には、払込期日から直前応当日までの経過年数（正の整数）とする。「直前応当日」とは、毎年払込期日に相当する日（以下「払込期日応当日」という。）のうち、取得日の直前の払込期日応当日をいう（取得日が払込期日応当日と同じ日である場合には、取得日を直前応当日とする。）</p> <p>基本取得価額算式における「n」は、「残余日数」（以下に定義する。）を 365 で除した数とする（小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切り捨てる。）</p> <p>「残余日数」とは、上記(a)の場合には払込期日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とする。</p>
--	--

上記算式にかかわらず、取得日（同日を含む。）までの間に A 種優先配当金（累積未払 A 種優先配当金を含む。以下本項において同じ。）が支払われた場合（当該取得日までの間に支払済みの A 種優先配当金を「支払済 A 種優先配当金」という。）には、A 種優先株式 1 株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される価額を基本取得価額から控除して調整される。A 種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、支払済 A 種優先配当金のそれぞれにつき、控除価額を計算し、控除する。

[控除価額算式]

$$\text{控除価額} = [\text{支払済 A 種優先配当金}] \times (1 + 0.0925)^x \times (1 + 0.0925)^y$$

控除価額算式における「x」は、(a)支払済 A 種優先配当金を支払った日（以下「優先配当支払日」という。）からその 1 年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、優先配当支払日から直前優先配当支払応当日までの経過年数（正の整数）とする。「直前優先配当支払応当日」とは、毎年の優先配当支払日に応ずる日（以下「優先配当支払応当日」という。）のうち、取得日の直前の優先配当支払応当日をいう（取得日が優先配当支払応当日と同じ日である場合には、取得日を直前優先配当支払応当日とする。）。

控除価額算式における「y」は、「残余日数」（以下に定義する。）を 365 で除した数とする（小数第 4 位まで算出し、

その小数第 4 位を切り捨てる。」「残余日数」とは、上記(a)の場合には優先配当支払日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前優先配当支払応当日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とする。

(2) A 種優先配当金の変更が行われた場合

[A 種優先配当金の変更後基本取得価額算式]

A 種優先配当金の変更後基本取得価額 = 変更後計算基準日取得価額 × (1 + 0.1225)^p × (1 + 0.1225)^q

「変更後計算基準日取得価額」とは、A 種優先配当金の変更前事業年度の末日(以下「計算基準日」という。)を取得日とした場合に、前号に従って算定される A 種優先株式 1 株あたりの取得価額をいう。

A 種優先配当金の変更後基本取得価額算式における「p」は、(a)計算基準日からその 1 年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、計算基準日から直前応当日までの経過年数(正の整数)とする。「直前応当日」とは、毎年 of 計算基準日に相当する日(以下「計算基準日応当日」という。)のうち、取得日の直前の計算基準日応当日をいう(取得日が計算基準日応当日と同じ日である場合には、取得日を直前応当日とする。)

A 種優先配当金の変更後基本取得価額算式における「q」は、「残余日数」(以

下に定義する。)を365で除した数とする(小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる)。「残余日数」とは、上記(a)の場合には計算基準日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とする。

上記算式にかかわらず、計算基準日の翌日から取得日(同日を含む。)までの間にA種優先配当金が支払われた場合(計算基準日の翌日から当該取得日までの間に支払済みのA種優先配当金を「変更後支払済A種優先配当金」という。)には、A種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される価額をA種優先配当金の変更後基本取得価額から控除して調整される。A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、変更後支払済A種優先配当金のそれぞれにつき、控除価額を計算し、控除する。

[A種優先配当金の変更後控除価額算式]

$$\text{A種優先配当金の変更後控除価額} = \text{[変更後支払済A種優先配当金]} \times (1 + 0.1225)^r \times (1 + 0.1225)^s$$

A種優先配当金の変更後控除価額算式における「r」及び「s」は、前号の控除価額算式における「x」及び「y」に準じて算出される。この場合、前号の「支払済A種優先配当金」を「変更後支払済A種優先配当金」に読み替える。

<p>(新 設)</p>	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u> <u>第 10 条の 6 当社は、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、A 種優先株主又は A 種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えに A 種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。)</u>。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。 <u>2. 前項の取得を行う場合における A 種優先株式 1 株あたりの取得価額は、(a) 払込期日からその 1 年後の応当日の前日までの日が金銭対価取得条項取得日である場合には、第 10 条の 5 第 2 項に定める基準価額に 1.02 を乗じて算出される額とし、(b) その後の日が金銭対価取得条項取得日である場合には、第 10 条の 5 第 2 項に定める基準価額と同額とする。なお、上記の基準価額の算出においては、第 10 条の 5 第 2 項に定める基準価額の計算における「取得日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> <u>第 10 条の 7 A 種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、第 3 項に定める条件で、当社が A 種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。</u> <u>2. 前項の取得を請求することができる期間は、2009 年 7 月 2 日以降とする。</u> <u>3. A 種優先株主は、次に定める条件により当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得させることができる(以下当該</u></p>

取得を行う日を「普通株式対価取得日」という。)。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

[算式]

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = $A \div B$

A = A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の第10条の5第2項に定める基準価額の総額

B = 交付価額

なお、上記の基準価額の算出においては、第10条の5第2項に定める基準価額の計算における「取得日」を「普通株式対価取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(1) 当初交付価額は、291.7円とする。

(2) 交付価額は、2010年1月15日以降の毎年1月15日及び7月15日（以下それぞれ「交付価額修正日」という。）に、交付価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下「修正後交付価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後交付価額が当初交付価額の65%（以下「下限交付価額」という。）を下回るときは、修正後交付価額は下限交付価額とする。なお、交付価額が、次号により調整された場合には、下限交付価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値

(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(3)(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額(前号に基づく修正後の交付価額を含む。)を調整する。

[算式]

$$\text{調整後交付価額} = A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$$

A=調整前交付価額

B=既発行普通株式数

C=交付普通株式数

D=1株あたりの払込金額

E=1株あたり時価

交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除したものとする。
交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の

併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v)で定める対価の額とする。

(b) 交付価額調整式によりA種優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）調整後の交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会

	<p>社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 普通株式の株式分割をする場合、調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日があ</p>
--	---

	<p>る場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv) 普通株式の併合をする場合、調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p> <p>(v) 上記(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。</p> <p>(c) (i) 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>(ii) 交付価額調整式で使用する</p>
--	---

	<p><u>時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p><u>(d) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な交付価額の調整を行う。</u></p> <p><u>(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(ii) 交付価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が 1 円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り</u></p>
--	---

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第 12 条 ~ 第 17 条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 18 条</p>	<p><u>越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p>(f) <u>上記(a)ないし(e)により交付価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各 A 種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u></p> <p><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</u></p> <p>第 10 条の 8 <u>当社は、法令に定める場合を除き、A 種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条 ~ 第 16 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p>第 16 条の 2 <u>第 13 条から第 16 条までの規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p>第 17 条</p>
--	---

<p>~ 第 <u>32</u> 条</p> <p>(条文省略)</p> <p>附則 第 1 条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>~ 第 <u>31</u> 条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>附則 第 1 条 (現行どおり) 第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> <u>本条は、2010 年 1 月 5 日まで有効とし、2010 年 1 月 6 日をもって削除されるものとする。</u></p>
---	---